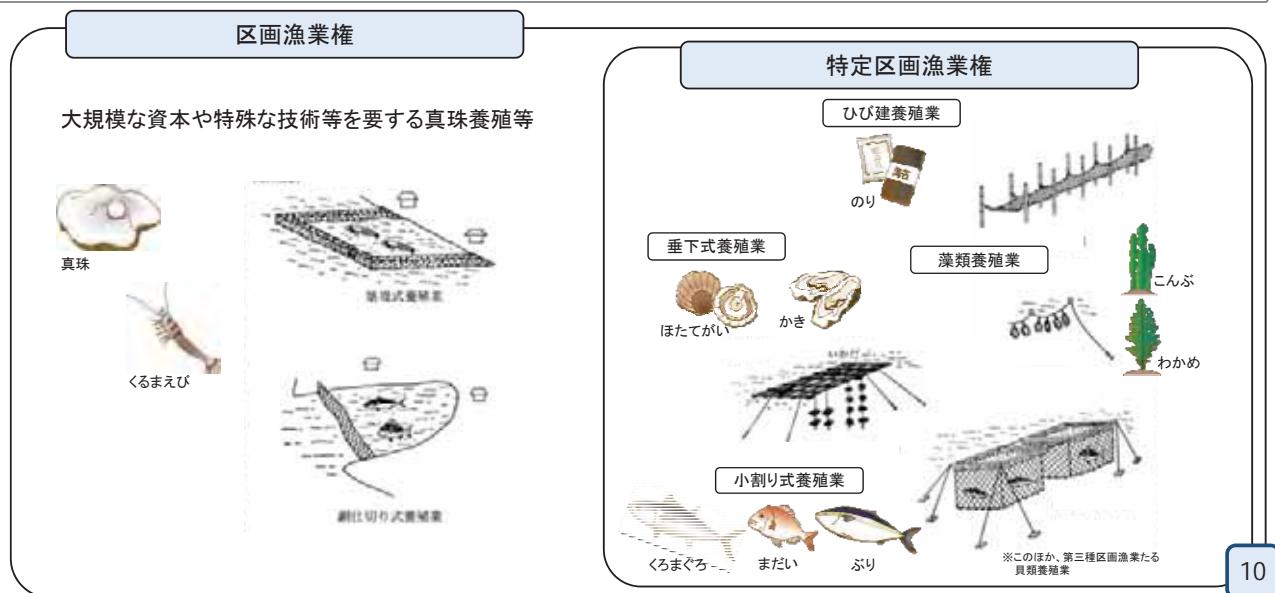


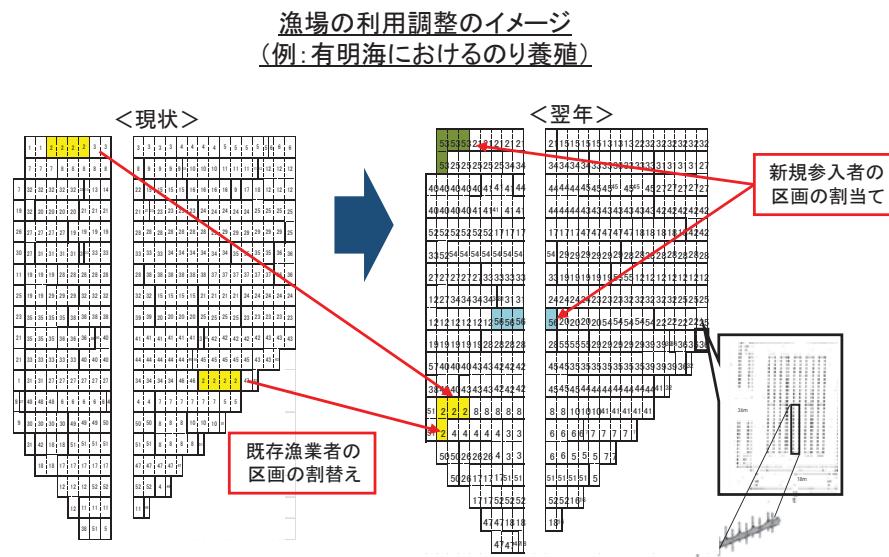
区画漁業権の概要

- 区画漁業権は、一定の区画に生け簀等を設置して、養殖業を営む権利。漁業権に基づかずには、区画漁業を営んではならない。
 - 養殖業の中には、大規模な資本や特殊な技術等を要する真珠養殖業等だけでなく、資本の規模から参入が容易であることから狭い漁場において多数の漁業者により営まれており、漁場を有効かつ効率的に活用する上で、漁業者間の漁場利用の調整が非常に重要な養殖業もある。
 - こうした漁業については特定区画漁業権として免許することとしており、具体的には、藻類養殖や小割り式養殖など5種類を法律で規定。



特定区画漁業権に基づく漁場利用の調整

- 小規模な漁業者が多数存在する漁場(漁場内の条件が均質でない漁場も多い)において、都道府県が各漁業者に個別に免許し、自ら調整を行うことは、行政コストや調整の妥当性・効率性の観点から難しい。
このため、多数の漁業者を組合員とする地元漁協(自ら養殖業を営まない漁協)に優先的に免許。
 - こうした、仕組みの下、漁協は、漁業者の経営状況や漁場内の条件差等を踏まえながら、区画の配分などの漁場利用の調整を隨時(漁業権の免許期間内でも)行っている。



特定区画漁業権に基づく養殖の事例①

- 特定区画漁業権に基づき営まれる養殖業について、漁協の主導の下で、多数の漁業者が緩やかに協業化(プライベートブランド飼料、統一の品質管理、共同販売)に取り組むなど、生産性の向上の取組が行われている。

協業化・法人化の取組

■漁協主導による管理型養殖

鹿児島県長島町の東町漁業協同組合では、ブリの稚魚の確保から、配合飼料等の調達、販売対策と、全て漁協主導による管理型養殖を実践。

これにより、組合員がばらつきのない均質な養殖ブリの生産が可能となっている他、配合飼料等をまとまったロットで共同購入するため、養殖コストの削減にも寄与。



■株式会社JFAの設立

漁業者の所得向上及び経営の安定に向け、国内外に幅広い販路を有するパートナー企業との共同出資により、株式会社JFAを設立。東町漁業協同組合産ブリの「鮪王」ブランドを活用した加工品（「鮪王カツ」、「鮪王あら煮」等）の開発・販売や、観光客向け「長島大陸市場食上」の運営等、一般消費者へのブランド浸透、評価向上に取り組む。



【株式会社JFAの概要】

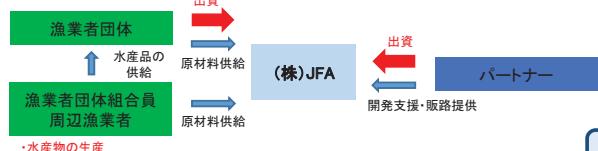


資本金：7,000万円

設立：平成27年9月

事業内容：水産物及びその加工品の販売・輸出及び飲食店業

【事業体制図】



12

特定区画漁業権に基づく養殖の事例②

- 技術の進展等に伴い、時代とともに、クロマグロ養殖など大規模な設備投資等が必要となる養殖業も営まれるようになってきた。
- 廃業に伴う集約化等により経営規模を拡大した少数の漁業者がクロマグロ養殖などを営んでいるケースも各地で見られる。

○ クロマグロ養殖業(三重県)

・養殖業者(漁業権者)：(有)熊野養魚

・概要：

(経緯)

以前は、組合管理の下、複数の地元養殖業者が組合員としてマダイ等を養殖。

地元の養殖業者の廃業を受けて、その漁場を引き継ぐ形で漁協の組合員として参入し、その後、他の漁業者の減少に伴い養殖規模を拡大し、平成25年に直接漁業権を取得。



○ ブリ・カンパチ養殖業(鹿児島県)

・漁業権者：東桜島漁協

・養殖業者(行使者)：(株)桜島養魚等

・概要：

(経緯)

地元の漁業生産組合がブリ・カンパチ等を養殖していたが、当該組合は経営難となり廃業。

その漁場を引き継ぐ形で、マルハニチロ(株)が、(株)桜島養魚を設立し参入。



金銭徴収の透明化に係る取組①

- 漁業者が特定区画漁業権などの漁業権行使するため漁協が行う漁場利用の調整に要する費用については、漁協が制定し県が認可した漁業権行使規則に基づき、漁協が行使料として徴収。
- 行使料の算定等については、運用通知に基づき、都道府県が漁協に対して指導してきたが、これまでに参入した一部の企業から不透明との指摘もある。

金銭徴収に係る企業からの主な意見

- 行使料など漁場利用のために必要な負担金は様々あるが、名目などを合理的な内容としてほしい。
- 地域により行使料等の設定がまちまちであり、統一性が無い。

行使料の徴収例

算定根拠	主な使途例
単価（円）×面積（注）（m ² ）	
単価（円）×生け簀の台数（台）	
1行使者あたりの金額（円）	指導事業、赤潮時期の海水調査、漁場監視、漁場管理、繁殖保護 等
水揚金額（円）×一定割合（%）	
養殖業者と漁協の協議により総額を決定（円）	

(注) 面積：漁場として使用している面積又は生簀の面積

資料：水産庁調べ

行使料の徴収についての指導

漁業権行使規則等の作成及び認可について(平成24年24水管第1418号水産庁長官通知)における内容

- ・ 漁業権管理費(組合等が組合管理漁業権の管理に要する経費)については、「当該漁業を営む権利を有する者が当該漁業を営む場合において遵守すべき事項」として、行使者たる組合員に対し、行使料を賦課することできること。
- ・ 漁業権管理費には、組合管理漁業権に係る監視・取締りなどの管理に必要な直接的な経費のほか、当該漁業権の管理上必要な通信費など間接的な経費も含めることができること。漁業権管理費にその目的を歪曲した不要の経費が含まれてはいけないこと。
- ・ 行使料の算定に当たっては、各組合員の漁場利用の程度を反映する算定式を用いて具体的な金額を明示した上で総会で決定する等、透明性の確保を図ること。総会で定めた行使料の額、徴収時期及び徴収方法は組合等が公示し、組合員に広く周知すること。
- ・ 特定区画漁業権が組合管理漁業権ではない場合、当然のことながら組合等が行使料及び入漁料を徴収することはできないこと。

※ 漁業法上、「漁業権の内容たる漁業について漁業者が遵守すべき事項」について、漁協は漁業権行使規則を制定し、県の認可を受けることとされているが、行使料の徴収に関する法律の直接的な規定はない。

14

金銭徴収の透明化に係る取組②

- 赤潮監視、藻場の保全・造成等の良好な漁場環境の維持や密漁監視など、漁協は組合員だけでなく漁場を利用する者が広く裨益する様々な活動を実施。
- こうした取組に要する費用については、任意で漁協が企業などから協力金等として徴収。
- 協力金等の徴収根拠等については、一部の企業から不透明との指摘もある。
- 全漁連では、水産庁と連携し、算定根拠の明示等を内容とするガイドラインを策定し、漁協に対して指導。

協力金等の徴収例

(1)くろまぐろ養殖

算定根拠	主な使途例
単価（円）×生け簀の台数（台）	
養殖業者と漁協の協議により総額を決定（円）	指導事業、漁場監視、係船場所等の共同利用施設の維持管理 等
単価（円）×生産量（kg）	

(2)真珠養殖

算定根拠	主な使途例
単価（円）×面積（注）（m ² 又は坪）	
単価（円）×筏の台数（台）	
単価（円）×ロープの長さ（m）	指導事業、漁場監視、漁場清掃、海底耕耘、藻場等の保全・造成、共同漁業権との調整、赤潮調査、種苗放流、注意喚起の看板設置 等
単価（円）×施術割当員の枚数（枚）	
養殖業者と漁協の協議により総額を決定（円）	
月額（円）	

(注) 面積：漁場として使用している面積又は生簀の面積

資料：水産庁調べ

漁協の金銭徴収に対する指導

漁業生産への企業参入に係る費用負担の透明性確保に関するガイドライン(平成29年3月全国漁業協同組合連合会)における内容

- ・ 費用徴収に関する基本的な考え方(名目と使途の一一致、算定根拠の明示など対価性の明確化、書面による契約締結、公平性の確保)
- ・ 費用徴収名目の考え方(徴収名目ごとの含めることができる経費)
- ・ 費用の算出例等

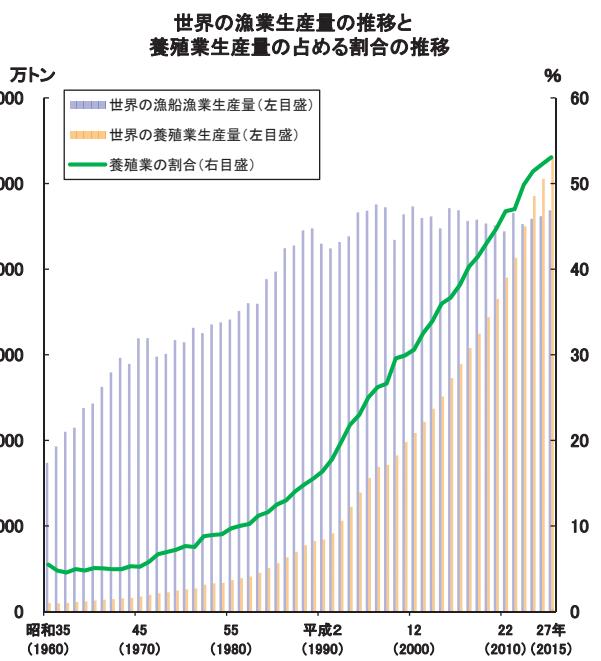
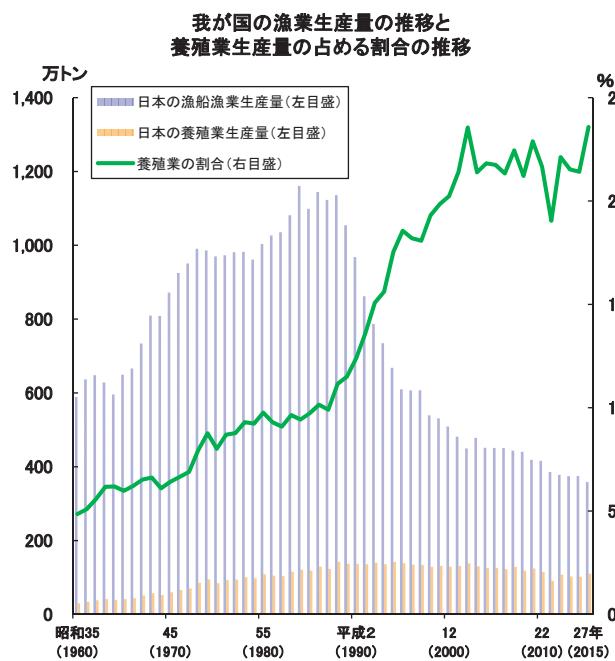
15

養殖業

16

我が国及び世界における漁業・養殖業生産量の推移

- 我が国の養殖業における生産量は、昭和63(1988)年まで増加した後、近年減少傾向にあるものの、漁業生産量全体に占める割合は漁船漁業の生産量の減少により2割代前半を維持。
- 全世界では、藻類養殖や内水面養殖の生産量が大幅に増加してきた結果、平成25(2013)年以降、漁業生産量全体に占める割合が5割を超えていている。



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

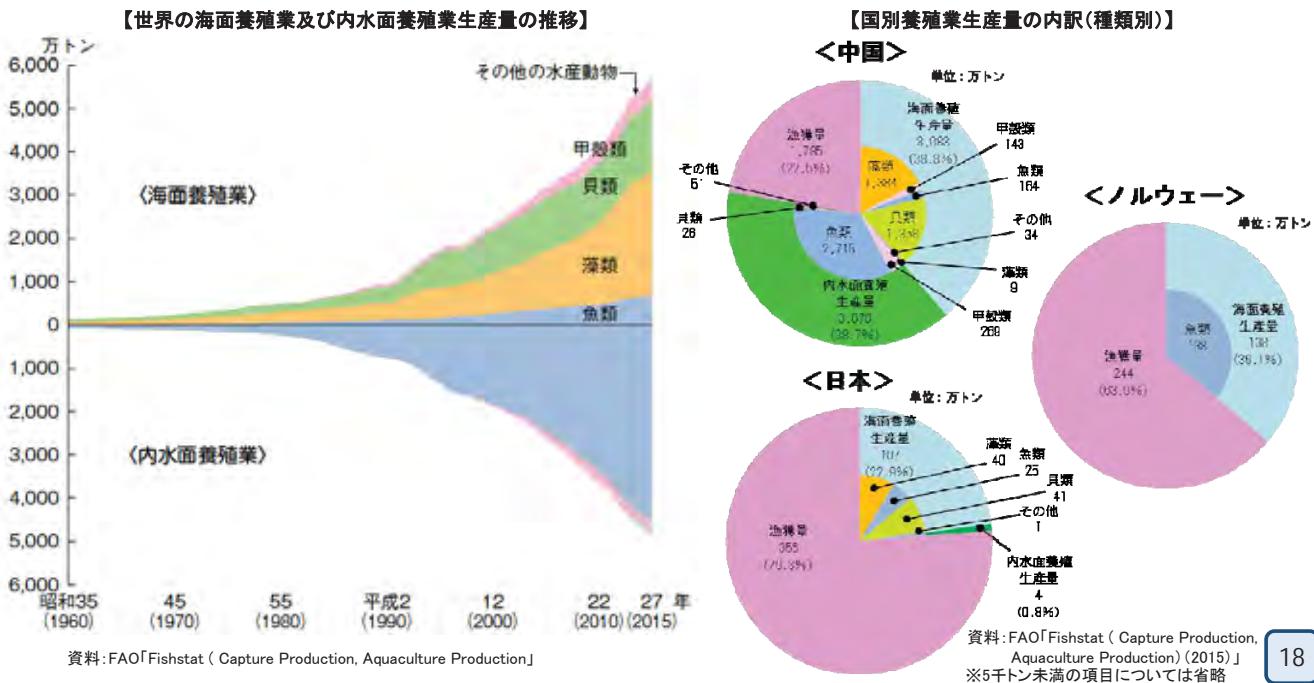
資料：FAO「Fishstat (Capture Production, Aquaculture Production)」
(日本以外の国)及び農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(日本)

51

17

世界の養殖業における種類別生産構造

- 世界の養殖業生産量のうち、海面養殖業では藻類が、内水面養殖業では魚類が生産量を大きく増加させている。
- 最大の養殖生産国である中国では、漁業全体の生産量に占める養殖業の割合は78%(内水面での魚類養殖や海面での藻類養殖が主)、海面での魚類養殖が盛んなノルウェーでは36%(ほぼ全て海面魚類養殖)。一方、我が国では24%であり、藻類、魚類、貝類など多くの養殖業が営まれている。



養殖業の発展に向けた課題

- 魚類養殖では、廃業に伴う集約化等により経営規模の拡大が進むとともに、特に大規模な設備投資等が必要となるクロマグロ養殖を中心として、地域と協調した企業の参入が進んできているが、需要の拡大に合わせて、更なる生産増加・コスト削減に向けた技術的課題等を解決していく必要。

魚類養殖等の給餌養殖

【全般】

- 限られた養殖適地の有効かつ効率的な活用が必要。
- 国内市場の開拓に限界がある中、需要に見合わない生産の拡大をすれば価格の下落を招くため、海外市場の積極的開拓が必要。

【ブリ】

- 血合部分の褐変防止技術の開発、高成長、耐病性等の品種開発、低コスト・高効率飼料の開発など、ボトルネックの克服に向けた技術開発が必要。

【サケ・マス類】

- 我が国の海洋環境に適した品種の開発、海水馴致技術の開発、ワクチンの開発など、ボトルネックの克服に向けた技術開発が必要。

貝類養殖等の無給餌養殖

【全般】

- 限られた養殖適地の有効かつ効率的な活用が必要。

【カキ、ホタテ】

- 自然災害や海洋環境に強い安定的な生産体制の確保、輸出に向けた貝毒等のモニタリング体制の整備が必要。

養殖適地の拡大に向けた取組①

- 養殖適地の拡大に向け、従来は養殖を実施することが困難であった沖合の海域において、大規模かつ省力での生産を可能にする技術開発が進展。

大規模沖合養殖システムの開発

■概要

新日鉄住金エンジニアリング(株)の大規模沖合養殖システムは、大型浮沈式生簀を中心とする生簀システム、プラットフォーム上の設備と給餌用海底配管からなる自動給餌システムが主要構成要素。

社会実装に向け、海洋実証試験で得た知見を踏まえた研究開発を実施中。

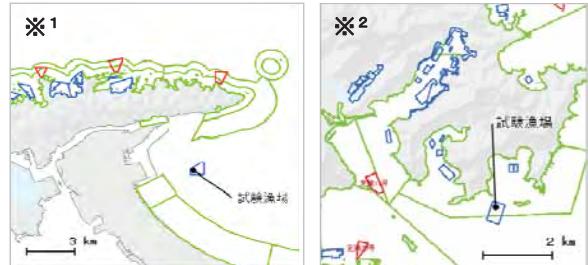


■特徴

- ・対波浪性能と対潮流性能が高く、従来養殖ができなかつた海域での養殖が可能。(三重県尾鷲市付近の場合、生簀設置可能海域(面積)の10倍程度の拡大が見込める。)
- ・生簀の大型化により、1生簀当たり従来規模の約50倍の生産拡大が可能。
- ・給餌の自動化により、省力化・無人化が可能。

■海洋実証試験の概要

場所	鳥取県境港市	三重県尾鷲市
事業主	弓ヶ浜水産(株)	尾鷲物産(株)
主な養殖魚	ギンザケ	ブリ
試験項目	自動給餌システム	浮沈式生簀システム
試験期間	2016年12月～2017年5月	2017年3月～2018年3月
試験漁場	海岸線から約4 km (※1)	海岸線から約1 km (※2)



20

養殖適地の拡大に向けた取組②

- 日本では、波浪が高く、静穏水域が少ないとことから、防波堤の整備等により大規模な静穏水域を創出する取組や、自然条件により更なる海面養殖の展開が困難な地域においても養殖を展開していくため、陸上の漁港施設用地なども養殖に活用する取組を進展。

大規模な静穏水域の創出

○ クロマグロ養殖業(長崎県)

概要:

- ・ 尾崎漁港は、クロマグロ養殖の生産基地であるが、生産増加に向けて、静穏水域の確保等が課題。
- ・ 沖防波堤を整備し、大規模な静穏水域を創出するとともに、浮桟橋や漁網等の補修用地を整備し、養殖から陸揚、出荷に至る一連の生産流通機能を強化
- ・ これにより、確実な給餌、陸揚作業が図られ、養殖マグロの生存率向上(約70%→約80%)、高品質化により、マグロ養殖業の成長産業化を推進。



陸上の漁港施設用地の活用

○ ヒラメ・アワビ等養殖業(鳥取県)

概要:

- ・ 山陰地方は、冬季の風浪が厳しいことから、泊漁港周辺は、海面を利用した養殖が困難。
- ・ このため、泊漁港では、漁港施設の一部を陸上養殖施設用地として活用することとし、養殖に適した海水井戸等を整備。
- ・ 民間企業が参入し、新たに、ヒラメ・アワビの養殖を展開。(H26:ヒラメ1.2万匹、アワビ1,400個)
併せて、ブランド化や観光業との連携により、漁村のにぎわいを創出。



21

(参考) 水産基本計画（平成29年4月）

- 平成29年4月に決定した水産基本計画においては、国際競争力のある漁業経営体の育成、養殖業への企業の参入等について検討を進めること等が盛り込まれたところ。

(国際競争力のある漁業経営体の育成とこれを担う人材の確保)

- ・ 我が国の漁業においては、持続的な水産資源の利用の重要性がますます高まるとともに、水産物の消費量が伸び悩む中で、多様化する消費者ニーズに即した水産物の供給が求められている。また、持続可能な収益性の高い操業体制への転換を進め、国際競争力を強化していくことが重要な課題となっている。このような課題に取り組む者を、効率的かつ安定的な漁業経営体となるべく育成し、今後の漁業生産を担っていく主体(以下「担い手」という。)として位置付けることとし、これらの経営体に経営施策を重点化し、その国際競争力の強化を図る。
- ・ 漁業活動による環境保全や国境監視、海難救助等漁業の多面的機能を維持・増進するために必要な施策については、担い手以外の漁業者の役割も十分考慮しながら、講じなければならない。

(魚類・貝類養殖業等への企業の参入)

- ・ 漁業者が、必要とされる技術・ノウハウ・資本・人材を有する企業との連携を図っていくことは重要である。このため、国として、浜と連携する企業とのマッチング活動の促進やガイドラインの策定等を通じた企業と浜との連携、参入を円滑にするための取組を行うとともに、浜の活性化の観点から必要な施策について引き続き検討し、成案を得る。

(持続可能な養殖業の確立)

- ・ 養殖においては、魚類、貝類、海藻類、さらには宝飾品である真珠といった多岐にわたる品目が生産されており、魚類養殖を中心に、経営の大規模化が進んでいる。
- ・ また、大規模な設備投資が必要となるクロマグロ養殖等を中心として、大手水産会社や総合商社等、資本力のある企業の参入が進んでいる。
- ・ 養殖業は、同一漁場の利用を継続するために環境への配慮が必要という課題のほか、種苗の安定供給、収益性の向上、需給のバランス、高付加価値化の実現等の課題をそれぞれの品目によって有していることから、以下の取組(漁場環境等への負担が少ない養殖、効率的かつ収益性の高い経営の推進、安全・安心な養殖生産物の安定供給及び疾病対策の推進等)を行う。

22

(参考) 水産政策の改革の方向性

- 水産政策の改革については、水産基本計画を踏まえ、昨年12月に改定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、「水産政策の改革の方向性」が位置付けられたところ。

水産政策の改革の方向性(平成29年12月)

漁業の成長産業化と漁業者の所得向上に向けた担い手の確保や投資の充実のための環境整備

○ 養殖・沿岸漁業については、我が国水域を有効かつ効率的に活用できる仕組みとする。特に、養殖については、国際競争力につながる新技術の導入や投資が円滑に行われるよう留意して検討する。

- ・ 都道府県の漁場計画の策定プロセスについて、参入希望者をはじめ関係者の意見を幅広く聴取するなど透明化する。
- ・ 漁業権の利用状況、資源管理の状況、生産データの報告等、漁業権免許を受けた者が果たすべき責務を明確化する。
- ・ 水域を適切かつ有効に活用している者が漁場利用を継続できることを基本とし、有効活用されていない水域について、新規参入が進みやすい仕組みを検討する。
- ・ 沿岸漁場の管理は、都道府県の責務とした上で、都道府県が漁協等に委ねることができる仕組みとし、その際のルールを明確化することを検討する。

漁協等の現状

漁協

漁協の現状(1)

- 漁業協同組合(漁協)は、漁民の協同組織であり、その行う事業によってその組合員のために直接の奉仕をすることを目的としている。
- 漁協の組合員資格については、正組合員は一定日数以上漁業に従事する者等に限定。准組合員も漁業関係者に限定。
- 沿海地区漁協数は、合併により逐次減少し、平成28年度末時点では960組合。
- 組合員数は、漁業者の減少により、平成28年度末時点では約30.2万人(正組合員が約14.1万人、准組合員は約16.1万人)。

漁協の目的等(水産業協同組合法第1条・第4条)

- この法律は、漁民及び水産加工業者の協同組織の発達を促進し、もつてその経済的社会的地位の向上と水産業の生産力の増進を図り、国民経済の発展を期することを目的とする。(第1条)
- 組合は、その行う事業によってその組合員又は会員のために直接の奉仕をすることを目的とする。(第4条)

漁協の組合員資格(水産業協同組合法第18条)

- ① 組合の地区内に住所を有し、かつ、90~120日で定款で定める日数を超えて、漁業を営み又は従事する漁民
 ② 漁業生産組合
 ③ 中小規模※の漁業法人
 ※ 従業者が300人以下で、かつ、漁船の合計トン数が1,500t~3,000t
 (定款で規定) 以下であるもの
 以下、④~⑦は准組合員資格
 ④ ①~③以外の漁民
 ⑤ 組合員と世帯を同じくする者
 ⑥ 組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人(従業者が300人以下で、かつ、漁船の合計トン数が3,000t以下であるもの)
 ⑦ 当該組合の地区の全部又は一部を地区とする組合 等

漁協の組合数・組合員数の推移

	S30年度	S55年度	H元年度	H18年度	H28年度
沿海地区漁協数	3,153	2,174	2,136	1,267	960

出典:水産庁「水産業協同組合年次報告」

	S30年度	S55年度	H元年度	H18年度	H28年度
組合員数 (1組合当たり)	—	578,722 268.5	540,668 256.4	395,206 315.7	302,031 322.0
うち正組合員 (1組合当たり)	—	411,841 191.1	362,294 171.8	231,521 184.9	141,155 150.5
うち准組合員 (1組合当たり)	—	166,881 77.4	178,374 84.6	163,685 130.7	160,876 171.5

出典:水産庁「水産業協同組合統計表」

2

漁協の現状(2)

- 正組合員数50名未満の小規模漁協が約4割を占める。
- 職員数5名以下の漁協が半数以上を占め、販売事業や指導事業に専任の担当者がいない漁協も多い。
- 理事及び監事の大半は非常勤であり、常勤の理事及び監事がいない漁協も多い。また、員外理事及び監事は少ない。

漁協の正組合員数(平成28年度)

1組合当たりの正組合員数	組合数	割合
~ 49人	354	37.7%
50~ 99人	230	24.5%
100~199人	187	19.9%
200~499人	127	13.5%
500~999人	26	2.8%
1000人~	14	1.5%
1組合当たりの平均正組合員数	150.49人	—

漁協の職員数(平成28年度)

1組合当たりの職員数	組合数	割合	1組合当たりの販売担当人数(※)	1組合当たりの指導担当人数
0人	37	3.9%	0人	0人
1~2人	242	25.8%	0.22人	0.19人
3~5人	239	25.5%	0.80人	0.31人
6~9人	128	13.6%	1.77人	0.51人
10~19人	148	15.8%	3.13人	1.04人
20~49人	105	11.2%	7.13人	2.60人
50~99人	26	2.8%	16.42人	5.18人
100人~	13	1.4%	55.41人	12.01人
1組合当たりの平均職員数	12.32人	—	3.02人	0.96人

※販売事業を実施していない漁協も含む

漁協の役員数(平成28年度)

役職別	役員数	1組合当たりの平均人數
常勤理事	407	0.43人
うち員外	153	0.16人
非常勤理事	6,523	6.95人
うち員外	50	0.05人
常勤監事	23	0.02人
うち員外	8	0.01人
非常勤監事	2,417	2.58人
うち員外	130	0.14人
役員及び監事合計	9,370	9.99人
うち員外	341	0.36人

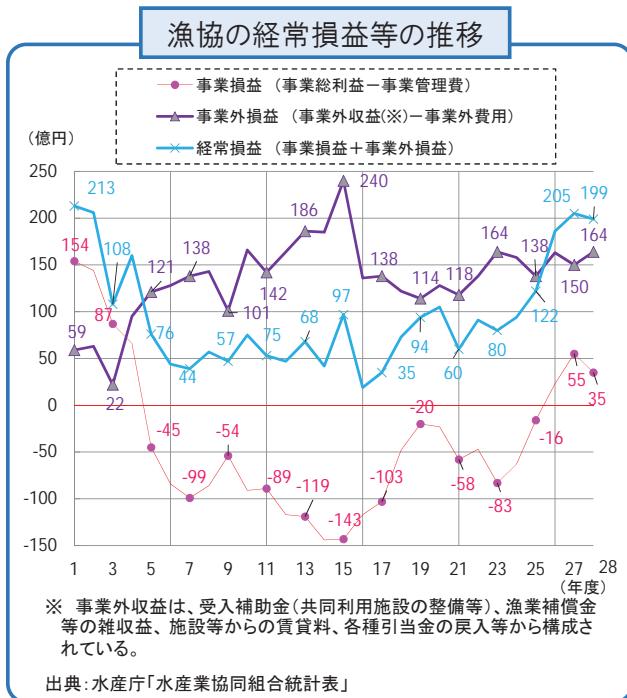
1組合当たりの理事数	組合数	割合
~9人	776	82.7%
10~14人	132	14.1%
15~19人	25	2.7%
20人~	5	0.5%
1組合当たりの平均理事数	7.39人	—

出典:水産庁「水産業協同組合統計表」、1組合当たりの販売担当人数・指導担当人数については水産庁調べ

3

漁協の経営状況

- 漁協は、水産業協同組合法に基づき、漁場の利用調整、組合員の漁獲物等の加工・販売、営漁指導、漁業自営事業等を実施。
- 漁協の事業損益は赤字基調で推移してきたが、平成27年度以降黒字に回復している。
- 事業部門別では、主に販売事業、漁業自営事業等で利益を上げている。



漁協の主な部門別事業損益の推移
[沿海地区漁協、1組合当たり]

年度	販売	購買	指導	製氷・冷凍	信用	漁業自営	共済
24	7.8	0.4	▲ 1.1	▲ 5.1	▲ 14.7	7.2	▲ 2.2
25	11.1	▲ 0.3	1.2	▲ 2.8	▲ 10.3	14.7	▲ 2.3
26	12.5	▲ 0.2	1.3	▲ 2.9	▲ 10.6	24.9	▲ 2.4
27	17.6	1.1	1.1	▲ 2.1	▲ 16.4	28.3	▲ 2.3
28	16.7	1.2	1.0	▲ 1.8	▲ 15.8	25.1	▲ 2.5

注1:事業別実施組合数(28年度、沿海地区漁協960組合)

販売796漁協、購買851漁協、指導942漁協、製氷・冷凍592漁協、信用78

漁協、漁業自営197漁協、共済669漁協

注2:1組合あたりは、それぞれの事業毎の実施組合数の中で算出したもの。

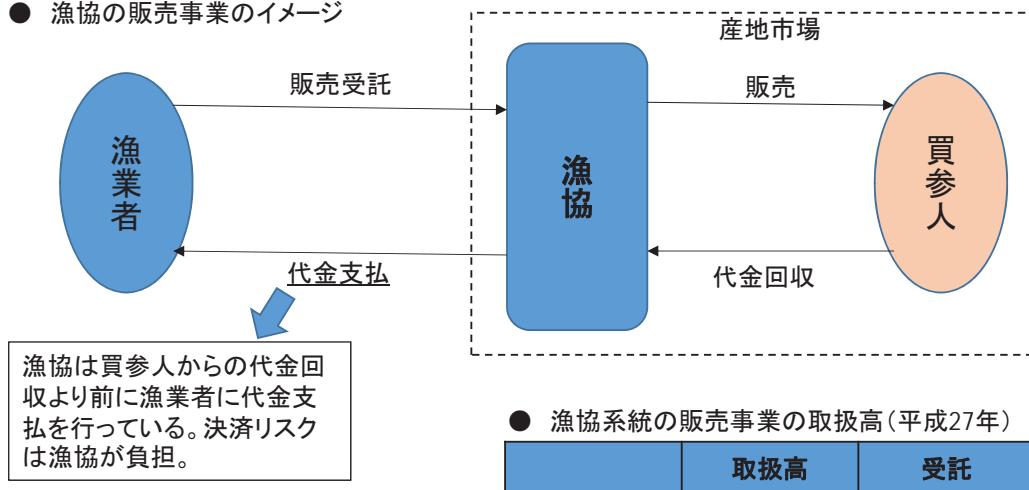
出典:水産庁「水産業協同組合統計表」、「水産業協同組合年次報告」

4

漁協系統の販売事業

- 漁協の販売事業は、自らが開設した产地市場での受託販売が中心。产地市場で漁業者の水産物を売り切るとともに、漁協が売り先からの代金回収を担うことで、漁業者の決済リスクを負担。
- 販売事業のうち、ノリやワカメなどの海藻類等については、漁協、県漁連、全漁連で共販を実施。その他の受託販売は漁協と県漁連で実施。

● 漁協の販売事業のイメージ



● 漁協系統の販売事業の取扱高(平成27年)

	取扱高	受託	買取
漁協	1兆1,336億円	95.9%	4.1%
県漁連	5,422億円	64.1%	35.9%
全漁連	331億円	20.3%	79.7%